

横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付制度実施要綱

制 定 まち建企第 767 号 平成 20 年 8 月 28 日
最近改正 建建防第 3888 号 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市が耐震診断又は耐震改修により耐震性を有することを確認した木造住宅に対し、当該旨を証する「横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証」を交付するとともに、あわせて標示物（シール）を交付することにより、地域に耐震改修にかかる防災意識を醸成し、耐震化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 10 年 4 月 1 日制定）又は横浜市木造建築物安全相談事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日制定・都防第 1050 号）の規定に基づき実施した耐震診断をいう。

(2) 耐震改修

次に掲げる規定のいずれかに基づき実施した耐震改修工事をいう。

ア 横浜市木造住宅耐震改修促進事業実施要綱（平成 18 年 7 月 31 日廃止）

イ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 18 年 7 月 20 日制定・まち住計第 583 号）及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成 18 年 7 月 20 日制定・まち住計第 583 号）

ウ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号）

エ ア、イ又はウと同等の状態にあるものと市長が認めたもの

(3) 耐震性を有すること

次のいずれかに該当していることをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』に定める「わが家の耐震診断表」又は「木造住宅の耐震精密診断」による総合評点が 1.0 以上であること

イ 一般財団法人日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」又は「精密診断法」による上部構造評点が 1.0 以上であること

ウ 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る。）に適合するものであることを確認する方法により、当該規定に適合していることを確認できること

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する木造住宅とする。

- (1) 横浜市が耐震診断及び耐震改修により、耐震性を有することを確認した木造住宅。
- (2) 前項と同等の性能を有すると市長が認めた木造住宅。

(交付の実施)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する木造住宅の所有者に対して、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証（第1号様式）及び標示物（シール）（第2号様式）を交付する。

- (1) 前条第1号に該当する木造住宅。
- (2) 前号に該当しない木造住宅のうち、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書（第3号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、市長が当該申請内容を審査した結果、前条第2号の規定により、前条第1号と同等の性能を有すると認めた木造住宅。

2 前項の交付を受けたものは、標示物（シール）を当該木造住宅に貼付するものとする。

(市民の責務)

第5条 第4条第1項の規定に基づき交付を受けたものは、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 当該木造住宅の耐震性を保つこと。
- (2) 何らかの事由により当該木造住宅が耐震性を失った場合は、交付物を市長に返納すること。
- (3) 交付物を第三者に譲渡又は販売しないこと。

(その他)

第6条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日以前に第3条に規定する交付の対象に該当していたものに対して、第4条第1項に規定する交付を行う場合は、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書（第3号様式）の提出を求めるものとする。ただし、市長が交付を必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日以前に第 3 条に規定する交付の対象に該当していたものに対して、第 4 条第 1 項に規定する交付を行う場合は、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書（第 3 号様式）の提出を求めるものとする。ただし、市長が交付を必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日以前に第 3 条に規定する交付の対象に該当していたものに対して、第 4 条第 1 項に規定する交付を行う場合は、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書（第 3 号様式）の提出を求めるものとする。ただし、市長が交付を必要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日以前に第 3 条に規定する交付の対象に該当していたものに対して、第 4 条第 1 項に規定する交付を行う場合は、横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書（第 3 号様式）の提出を求めるものとする。ただし、市長が交付を必要と認めた場合はこの限りではない。

横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証

第 号

年 月 日

様

横浜市長



次の木造住宅は、横浜市の事業により耐震性を有すると確認したことを証する。

所在地	横浜市 区	
構造及び規模	木造 階建	
延べ面積	㎡	
実施の内容 (該当に○)		(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』に定める「わが家の耐震診断表」による耐震診断
		(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』に定める「木造住宅の耐震精密診断」による耐震改修
		(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」による耐震診断 (平成18年国土交通省告示第185号に適合)
		(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」による耐震改修 (平成18年国土交通省告示第185号に適合)
		(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「精密診断法」による耐震改修 (平成18年国土交通省告示第185号に適合)
		建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る。）に適合するものであることを確認する方法による耐震改修 (平成18年国土交通省告示第185号に適合)
実施日（完了日）	年 月 日	

【注意事項】

- 1 本証書は、耐震診断又は耐震改修の実施日（完了日）現在の状況を示すものであり、増改築や劣化等により建物の状態が実施日（完了日）と異なる場合があるため、現況を示すものではない。

第2号様式（第4条）



※規格（縦 50mm、横 65mm）

横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付申請書

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申請者 下

住所

氏名

電話

横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付制度実施要綱の規定により、次の木造住宅にかかる横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証の交付を受けたいので申請します。

1. 対象建築物

所在地	横浜市 区	
構造及び規模	木造 階建	
延べ面積	m ²	
実施の内容 (該当に○)	<input type="checkbox"/>	(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』に定める「わが家の耐震診断表」による耐震診断
	<input type="checkbox"/>	(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』に定める「木造住宅の耐震精密診断」による耐震改修
	<input type="checkbox"/>	(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」による耐震診断
	<input type="checkbox"/>	(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」による耐震改修
	<input type="checkbox"/>	(一財)日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「精密診断法」による耐震改修
	<input type="checkbox"/>	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(地震に関する構造耐力に係る部分に限る。)に適合するものであることを確認する方法による耐震改修
実施日(完了日)	年 月 日	

2. 添付書類

- (1) 上記木造住宅が耐震性を有することを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類